税理士必携

# 生前対策を提案・説明しないリスク

予期せぬ課税を回避するためのポイント

著 山本 和義（税理士）

新日本法規

# はしがき

株式会社日税連保険サービスが公表している税理士職業賠償責任保険の事故事例の大半は、特例選択の適用誤りや申告書の期限内申告を失念し過大納付税額が発生した事例です。これらの事例は、損害を受けた原因や損害額について、納税者も容易に確認を行うことができます。

税理士の責任について、損害の原因や損害額などの確認を納税者がすることには困難が伴いますが、今後は、ＡＩによって、疑問に感じる点を照会するだけで、税務知識に乏しい一般納税者でも、適切な処理であったのか検証することができるようになります。実際にＡＩを使って「現金5,000万円ある方の相続税対策について教えてください。」と質問すると、以下のような回答が得られました。

「現金5,000万円の対策として、有効性が高いのは以下の３つの柱です。

1．評価を下げる（不動産等の活用）
2．財産を減らす（生前贈与の活用）
3．控除・特例を利用できるようにする」

ＡＩが回答した以上の３つの対策の詳細については割愛しますが、このような基本的な相続税対策は、ＡＩを駆使すると誰でも確認ができるようになりました。そのため、今後は、相続税対策について、税理士から提案がなかったことを原因とする損害についても賠償責任を問われることになりかねません。

税理士による相続に係る対策や相続税の申告などで想定外の課税が生じるケースには大別して２つの場合があります。

① 税理士から被相続人又は依頼者が提案を受けても実行しない場合
② 税理士が被相続人又は依頼者に対して具体的な相続対策について提案しなかったことにより、被相続人又は依頼者が効果的な対策を実行することができなかった場合

相続対策を実行しても、相続税は相続開始時の税法や時価によって課税されることから、対策後から相続発生までの間に税法や財産評価基本通達の改正が行われれば、相続対策の効果が減殺されることになるため、不確実なものが大半です。しかし、生前に対策を実行しておけばそれなりの効果が期待できる場合に、そのことを被相続人又は依頼者に提案しておかなかったことで、相続人が相続税の軽減効果を得られなかったとき、顧問契約が解除されたり、税理士に対して責任を問われたりすることが予想されます。

また、税理士業務が円滑に行われるためには、依頼者が税理士からの要請に応じて必要な資料を提出することや、税務処理に必要な事項を事前に通知することなど、依頼者側の協力も不可欠です。相続対策の提案に当たっては、資料の提供や必要事項の通知の責任分担について明確にしておくことや、書面をもって被相続人又は依頼者に提案し、被相続人又は依頼者の意思決定があれば容易に実行できるようにしなければなりません。

本書は、税理士が提案や説明、確認を見送る・怠ることで想定外の課税が生じる事例について取り上げるもので、相続対策の内容については、被相続人又は依頼者に提案し、被相続人又は依頼者が意思決定すれば容易に実行できるものに限定して解説しています。そのため、それらの対策についての提案がなかった場合には、相続人から責任を問われる可能性があると思われます。本書によって、税理士が損害賠償請求等を受けることを防ぐ参考になれば幸いです。

なお、文中意見にわたる部分は私見であり、設例の数値は原則「万円」単位で表示し、端数処理については四捨五入してあり誤差が生じることがありますので、その旨ご留意ください。

令和８年10月

税理士　山 本 和 義

# 著　者　略　歴


## 山 本 和 義（やまもと　かずよし）

税理士／税理士法人ファミリィ代表社員


〔略　歴〕

昭和57年２月　山本和義税理士事務所開業
平成16年３月　税理士法人ＦＰ総合研究所へ改組　代表社員に就任
平成29年９月　税理士法人ＦＰ総合研究所を次の世代へ事業承継し退任
平成29年10月　税理士法人ファミリィ設立　代表社員に就任

〔主な著書〕

『相続財産がないことの確認－見落としてはいけない遺産整理業務の要点－』共著（ＴＫＣ出版、2016年）
『税理士の相続業務強化マニュアル』（中央経済社、2017年）
『税理士の相続業務強化マニュアル　土地・自社株評価実践編』（中央経済社、2018年）
『配偶者居住権と相続対策の実務－配偶者保護の視点から－』（新日本法規出版、2020年）
『Ｑ＆Ａ　おひとりさま〔高齢単身者の〕相続・老後資金対策』共編著（清文社、2021年）
『税理士が陥りやすい　相続対策の落とし穴－「争族」防止・納税資金・税額軽減・納税申告－』（新日本法規出版、2021年）
『侵害額を少なくするための　遺留分対策完全マニュアル』（清文社、2021年）

『税理士が知っておきたい　相続発生後でもできる相続税対策』（新日本法規出版、2022年）
『税理士が知っておきたい　遺言書でできる相続対策』（新日本法規出版、2023年）
『単純承認・相続放棄・限定承認の選択のポイントと活用法～相続発生後の３つの対応策～』（大蔵財務協会、2023年）
『改訂版　専門家としての遺言書作成、生前贈与、不動産管理法人、生命保険の活用による税務実務』（大蔵財務協会、2023年）
『令和６年１月相続・贈与分から適用　マンションの相続税評価はこう変わる！』（清文社、2023年）
『「配当還元方式」徹底活用ガイドー立場で異なる自社株評価ー』（清文社、2024年）
『財産別　相続税対策メニューー長期・短期・相続後の対策ー』（新日本法規出版、2024年）
『令和６年12月改訂　タイムリミットで考える　相続税対策実践ハンドブック〔遺産分割・申告実務編〕』（清文社、2024年）
『遺言書作成提案と遺産分割の工夫による相続税対策』（大蔵財務協会、2024年）
『老老相続の問題点と対応策』（大蔵財務協会、2025年）
『ケース別　生前贈与をめぐる課税制度　選択とシミュレーションー相続時精算課税・暦年課税・各種特例等ー』（新日本法規出版、2025年）
『令和７年10月改訂　タイムリミットで考える　相続税対策実践ハンドブック〔生前対策編〕』（清文社、2025年）
『相続対策に役立つ‼生命保険の基礎知識と活用法〔２訂版〕』共著（大蔵財務協会、2026年）

## 〔５〕 生前贈与加算

私は今年90歳になります。健康ではありますが、余命はさほど長くはないと思われます。

そこで、今からでもできる相続税対策として、生前贈与を考えていますが、亡くなる前７年以内の贈与については、相続財産に加算されると聞きました。そうすると、私の場合には、贈与を活用した相続税対策はできないということでしょうか。

### 提案・説明

1　生前贈与加算の対象者は、相続又は遺贈によって財産を取得した人や相続時精算課税適用者に限定されていることを説明したか。

⇒　例えば、相続人ではない孫への生前贈与であれば、原則として生前贈与加算の対象者にならない。令和６年１月１日以後の贈与から生前贈与加算の期間が７年に延長されたことから、生前贈与の対象者は慎重に選択するよう助言しておく。

2　受贈者が相続人以外の場合に、生命保険金の受取人などになっていて、みなし遺贈があったとされる場合には、生前贈与財産が相続財産に加算されることになることを説明したか。

⇒　相続人でない者に対して、みなし遺贈に該当するような契約等がないか確認しておく。

3　相続人でない孫が相続時精算課税を選択すると、生前贈与の加算対象期間内の暦年贈与について、生前贈与加算の対象となることを説明したか。

⇒　相続時精算課税贈与は、年110万円の基礎控除額以下の贈与については、贈与税が課されないし生前贈与加算の対象にもなら

ない。しかし、孫が特定贈与者から生前贈与を受けていた場合には、加算対象期間内の暦年贈与について、生前贈与加算の対象となることについて注意を喚起しておく。

## 解　説

暦年課税による生前贈与の加算対象期間は、令和６年１月１日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について、相続又は遺贈により財産を取得した者や、相続時精算課税適用者が、その相続開始前７年以内にその相続に係る被相続人から暦年課税による贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額（その財産のうち相続開始前３年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算することとされます（相税19）。

具体的な贈与の時期等と加算対象期間は次のとおりです（相税19・令５法３改正附則19①～③）。

<table>
<tr><th colspan="2">贈与の時期</th><th>加算対象期間</th></tr>
<tr><td colspan="2">～令和５年12月31日</td><td>相続開始前３年間</td></tr>
<tr><td rowspan="4">令和６年１月１日～</td><td>贈与者の相続開始日</td><td></td></tr>
<tr><td>令和６年１月１日～<br>令和８年12月31日</td><td>相続開始前３年間</td></tr>
<tr><td>令和９年１月１日～<br>令和12年12月31日</td><td>令和６年１月１日～<br>相続開始日</td></tr>
<tr><td>令和13年１月１日～</td><td>相続開始前７年間</td></tr>
</table>

なお、「相続又は遺贈により財産を取得した者や……」の「財産」の範囲については、相続税の本来の相続財産（例えば、不動産、預貯金

など）及びみなし相続財産（例えば、死亡生命保険金など）のほか相続税法上の非課税財産も含まれると解されていますので、相続税法19条（相続開始前７年以内に贈与があった場合の相続税額）の適用上での「財産」には、相続税法上の非課税対象となる墓所・霊廟及び祭具一式などの祭祀財産も含まれることになります。

相続税法上は、相続税の非課税財産に係る規定が設けてありますが、相続税の非課税財産のみを取得した者を相続税の納税義務者としての「相続又は遺贈により財産を取得した者」から除外する規定は設けていないことに留意しておかなければなりません（相税１の３）。

（１）　受贈者が相続人の場合

受贈者が相続人の場合で、相続又は遺贈によって財産を取得した者は、被相続人から加算対象期間内に暦年贈与を受けていたときは、贈与を受けた財産は贈与を受けた時の価額で相続財産に加算されることとなります。

（２）　受贈者が相続人以外の場合

受贈者が相続人以外の場合で、被相続人から加算対象期間内に暦年贈与を受けていたときで、遺贈によって財産を取得した者は、贈与を受けた時の価額で相続財産に加算されることとなります。

遺贈によって財産を取得する事例としては、遺言書や死因贈与契約によって遺産を取得するだけでなく、みなし遺贈（生命保険金の受取人となっていた場合など）によって財産を取得した場合も含まれます。

そのため、みなし遺贈に該当する契約等がないのか生前中に確認が必要です。

（３）　相続時精算課税適用者である場合

相続時精算課税適用者は、相続又は遺贈によって財産を取得しなかった場合でも、被相続人から加算対象期間内に暦年贈与を受けていたときは、その贈与を受けた財産は生前贈与加算の対象となります。

令和６年１月１日以後に相続時精算課税贈与を受けた場合には、110万円までは相続財産に加算する必要はありませんが、相続時精算課税贈与を受ける前の年分で暦年贈与を受けていたときは、生前贈与加算の対象となることがあるため、相続時精算課税贈与の選択については、慎重に判断しなければなりません。

# 第３章　相続税の納税資金対策の提案

相続税の納税資金は、①被相続人の預貯金等として残す、②相続人の預貯金等として残す、③同族会社の預貯金等として残す、又は④生命保険金で残す、さらに⑤物納など納税方法の特例を活用する、などの方法が考えられます。それぞれ一長一短があることからいずれの方法を選択するか、又は、どのように組み合わせて納税資金を効率良く残すのかについて工夫が求められます。

相続税の納税資金が確保されていれば、必要以上にリスクとコストの伴う相続税の軽減対策を行うことなく、相続対策は実行することができます。

行き過ぎた相続税対策は、常に想定外の課税のリスクが伴うことに留意しておかなければなりません。

相続対策は、まず財産の棚卸しを実行して現状を把握し、課税されるであろう相続税額と相続税の納税資金の過不足の確認が欠かせません。相続税の納税資金が不足する場合には、早急な対策が必須となります。その場合、相続税の軽減と、相続税の納税資金を増やす両面から納税資金の確保を実行することが肝要です。

一方、相続税の納税資金が確保されている場合でも、遺産分割を考慮すると相続税の納税資金が不足することがあることに、留意しておかなければなりません。

遺産分割を考慮しても相続税の納税資金が確保されているときは、大きなリスクとコストを伴う相続対策を行うことなく、暦年贈与などの対策を地道に実行するだけでよいのではないかと考えます。

そこで、この章では、相続税の納税資金対策の提案について解説することとします。

## 〔34〕 法人契約の保険を活用して納税資金を確保する

会社オーナーの父が所有する株式の相続税評価額が高いことから、後継者にとって相続税の納税資金の確保が急務です。個人で生命保険に加入しようとしても保険料を支払う資金がありません。会社には、父を被保険者として保険料を支払う体力がありますので、会社が契約者、被保険者に父、受取人が会社とする生命保険に加入して少しでも相続税の納税資金を確保したいと思います。その場合、どのようなことに留意しておかなければなりませんか。

### 提案・説明

1　会社が受け取る生命保険金を原資とすれば、会社に資金的な負担なく相続人に死亡退職金を支払うことができることを説明したか。

⇒　法人税法上の損金算入限度額以上の死亡退職金を支払った場合、限度額を超える部分の金額が法人税法上損金に算入されないだけなので、限度額を超えて支給してはいけないということではない。なお、相続人が取得する死亡退職金について相続税においては、500万円×法定相続人の数に相当する金額までは相続税が課されない。また、一定の弔慰金についても非課税とされる。

2　役員退職金は、会社法361条により「定款の定め」又は「株主総会の決議」が必要とされている。一般従業員と異なり、単に「規程」があれば支給できるものではない点に注意を喚起したか。

⇒　役員退職金規程を整備しておかなければ、運用の透明性や支払基準の明確化に支障が生じる。

## 解　説

生命保険は、個人で契約する方法以外にも法人契約による方法も考えられます。

契約者及び保険金受取人が法人で、被保険者がその法人の役員である父とするような契約内容となります。

父が死亡すると死亡保険金が法人に支払われますが、その保険金を原資として、死亡退職金の支払や、後継者が相続した自社株を法人が買い取るときの原資にも活用することができます。

法人税法上、退職金の損金算入限度額は、「最終報酬月額×勤続年数×功績倍率」が目安とされます。しかし、役員退職金の支給額は、株主総会等で決定されることから、法人税法上の損金算入額を超えて支払うことについては、超える金額について法人税法上損金に算入されないだけで、限度額を超えて支給してはいけないということではありません。

法人から死亡した役員の相続人に支払われる死亡退職金は、法定相続人１人当たり500万円の非課税額が適用されます。また、一定の弔慰金（業務上の死亡以外の死亡の場合には、普通給与の６か月分まで、業務上の死亡の場合には、普通給与の３年分まで）については、相続税は課されません。

さらに、相続人が相続した自社株を金庫株にする場合には、みなし配当としての課税はない（譲渡所得税が課されることになり、相続税額の取得費加算の特例の適用を受けることができます。）こととされます。

法人が契約する生命保険では、養老保険、定期付養老保険及び定期保険が基本となります。

養老保険の主契約保険料は、全額資産計上となります。定期付養老

保険では、養老保険部分の保険料は資産計上、定期保険部分の保険料については損金算入となります。また、定期保険の場合には、支払った保険料の額は、保険期間の経過に応じて損金に算入することができます。

いずれの保険種類を活用するかについて、慎重に検討し法人が受け取った保険金を基に相続人等に対し、死亡退職金の支払原資などとすれば相続人の相続税の納税資金の確保に役立ちます。

**コラム　役員退職金の支給**

労働基準法をはじめとする労働法は、従業員を対象とした規定です。しかし、役員は従業員ではなく会社と委任契約を結ぶ立場のため、退職金を受け取る権利は法律で保障されていません。

役員退職金については、会社法361条により「定款の定め」又は「株主総会の決議」によって支払が決まります。「役員退職金支給規程」は法的に必須ではありませんが、規程を設けることで運用の透明性や支払基準の明確化といったメリットがあります。

役員退職金支給規程があっても、役員に対する役員退職金支給決定に当たっては、少なくとも株主総会を開催して、決議内容をきちんと議事録に残し、後に税務調査の際や万一争いとなった際にも証拠資料として使えるように、きちんと準備しておくことが重要です。

## 〔58〕　同族会社への貸付金債権の回収が困難な場合

Ａ社は、資本金1,000万円（発行済株式数20万株）で、株主は、父120,000株、長男80,000株の会社です。長期間債務超過の状態が続いていて、法人税法上の繰越欠損金１億円があります。会社は、父からの借入金8,000万円によってなんとか持ちこたえている状況です。

長男は、業績の回復のために日々努力していますが、なかなか結果が伴わない現状にあります。このような場合、Ａ社の株式の評価額は債務超過であることから株価は０円であると思われるので、事業承継に当たり相続対策は必要ないと考えているようです。

また、父の貸付金は、回収が困難だから、相続財産として課税されないと思いますが、間違いありませんか。

### 提案・説明

1　父のＡ社に対する貸付金債権は、回収が困難であっても債権金額が相続財産として相続税が課されることになる可能性があることを説明したか。

⇒　相当期間債務超過の状態が継続していても、著しく回収が困難でなければ債権金額が相続財産として相続税が課されることになる。そのため、債権放棄などの手続をしておくことが肝要である。

2　債権放棄をした場合、同族株主の株価が上昇すると、みなし贈与があったとして贈与税が課されることについて説明したか。

⇒　贈与税が課される場合でも、貸付金債権が消滅することによる相続税の軽減効果と比較して検討することがポイントとなる。

## 解　説

債務者が法人である場合には、資産状況が相当期間債務超過の状態が継続していても、直ちに事業経営が破綻するような状況ではないときは、その事業経営が客観的に破綻していることが明白でないなどと判示し、その回収が不可能又は著しく困難であるとされない裁決や判決が多く占めています。また、債権者は同族株主又はその親族で、いずれも返済時期の定めのない無利息の借入金であって、直ちに返済しなければならない多額の債務があったわけでもないので、その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるとはいえないとしています。

そこで、回収が困難と思われる貸付金債権等のうち、同族法人へ代表取締役などが貸し付けている事例の場合には、生前に債権放棄やDESなどの対応を実行しておくことで、課税庁との不必要な争いを防止することに役立つと考えられます。

しかし、債権放棄やDESなどを実行する際には、贈与税や法人税等の課税関係も事前に検証しておき、想定外の課税を受けないよう留意しておかなければなりません。

**【設　例】**

1．　A社の概要

①　資本金　1,000万円（発行済株式数　20万株）

②　株主　父120,000株、長男（40歳）80,000株

③　利益等の状況　法人税法上の繰越欠損金１億円

④　純資産価額

資産の合計額　5,000万円

債務の合計額　9,000万円（うち、父からの借入金8,000万円）

∴　純資産価額　０円

⑤　父からの債権放棄　6,000万円

⑥　類似業種比準価額

父からの債権放棄があった場合でも、類似業種比準価額は純資産価額を上回るものと仮定

⑦　債務放棄があった後の株価

5,000万円 －（9,000万円 － 6,000万円）＝ 2,000万円

⇒　100円/株

2．課税関係

①　法人税

債権放棄を受けた法人は、6,000万円が益金となるが、繰越欠損金が１億円あるため法人税は課されない。なお、繰越欠損金を超える債権放棄があったことにより、法人税が課される場合には、純資産価額の計算上、法人税額等相当額（37％）が負債に計上されることになる。

②　贈与税

父が債権放棄したことで、Ａ社株式の価値が増加したため、長男に贈与税が課される。

100円 × 80,000株 ＝ 800万円

⇒　贈与税　117万円（特例贈与の場合）

しかし、父の財産が6,000万円減少したことによる相続税の軽減効果はもっと大きなものであると推測される。

※直前期末から課税時期までの間に債権放棄があった場合

①　１株当たりの純資産価額の計算

取引相場のない株式に係る純資産価額の計算に当たっては、課税時期において仮決算を行いその数値に基づくことが原則ですが（評基通185）、直前期末から課税時期までの間に資産及び負債について著しい

増減がない場合には、直前期末の資産・負債を対象として、課税時期の相続税評価額により算定することができることとされています。

しかし、直前期末から課税時期までの間に多額の貸付金の債務免除を行っている場合には、簡便法の前提を欠くこととなると考えられますので、取引相場のない株式の評価に当たっては、課税時期の貸付金が増減した状態に基づき、原則どおり仮決算を行って評価するものと思われます。

②　類似業種比準価額

| | 直前期末に債務免除があったものと仮定した場合の＜B＞、＜C＞及び＜D＞の額 |
|---|---|
| １株当たりの配当金額＜B＞ | 修正しない |
| １株当たりの利益金額＜C＞ | 修正しない |
| １株当たりの純資産金額＜D＞ | $\frac{\text{直前期末の純資産価額＋債務免除益}}{\text{直前期末現在の発行済株式数}}$ |

新日本法規